

第4節 中部経済産業局

第4節 中部経済産業局	540
1. 主な動き（総論）	540
1. 1. 管内の経済状況	540
1. 2. 主な取組	540
2. 総務企画部	540
2. 1. 一般管理・企画調整	540
2. 2. 統計調査	541
2. 3. 電気事業に係る監査	542
3. 地域経済部	542
3. 1. 産業人材	542
3. 2. 産学官連携の推進に関する業務	543
3. 3. 技術振興に関する業務	543
3. 4. 情報化	544
3. 5. 地域振興	544
3. 6. 通商・国際化	546
3. 7. 次世代産業振興	546
4. 産業部	546
4. 1. 産業振興	546
4. 2. 中小企業	548
4. 3. 流通・商業	550
4. 4. 消費者保護	551
4. 5. アルコール	552
5. 資源エネルギー環境部	552
5. 1. 電気・ガス	552
5. 2. 省エネルギー・新エネルギー	553
5. 3. 資源・燃料	554
5. 4. 環境・リサイクル	555
5. 5. 次世代自動車普及環境整備	555
6. 電力・ガス事業北陸支局	555
6. 1. 電気・ガス	555
6. 2. 北陸地域経済に関する調査	556
6. 3. 北陸地域の成長産業創出	557
6. 4. 企業立地	557
6. 5. 産学官連携の推進	558
6. 6. 中小企業対策	558

第4節 中部経済産業局

1. 主な動き（総論）

1. 1. 管内の経済状況

2015年度の中部経済は、生産面において、2015年年初から、自動車関連が横ばいで推移したものの、電子部品・デバイスがスマートフォン向けを中心に増加したことから、全体としては緩やかに持ち直した。年央前からは、電子部品・デバイスで中国メーカー製スマートフォン向け生産調整が続き増加の動きに鈍化がみられたことから、一進一退となった。秋頃からは、北米向けが堅調に推移した自動車関連や米国メーカー製の新型高性能スマートフォン向けの生産が増加した電子部品・デバイスに持ち直しの動きがみられたことから、全体としても持ち直しの動きとなった。

なお、北陸地域の生産は、中国をはじめとする新興国経済の減速などから、はん用・生産用・業務用機械が低調だったものの、後発医薬品を中心に化学が堅調で、スマートフォン向けを中心に電子部品・デバイスも好調に推移するなど、全体としては高水準を維持した。

需要面において、個人消費は、春頃まで乗用車販売や家電販売で前年の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の影響（反動減）がみられるなど、一部に足踏みがみられた。年間を通じて、百貨店では衣料品が振るわなかったものの、インバウンド需要により高額品、化粧品等の消耗品が好調であり、スーパーでは飲食料品が堅調であったことや北陸新幹線開通効果により北陸地域の宿泊者数が増加したことなどから、全体としては緩やかに持ち直した。設備投資は、春頃まで緩やかに増加し、その後は増加で推移した。雇用は、年間を通じて、着実な改善が続いた。

総じて管内の景況は、春頃までは前年の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の影響（反動減）がみられたものの、緩やかな改善が続いた一年であった。

1. 2. 主な取組

（ア）東海産業競争力協議会

2013年6月に策定された「日本再興戦略」において、国と地方が一体となった体制を構築し、地域ごとに「地方産業競争力協議会」を設置することとなり、東海地域においては、2013年11月に長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び政令指定都市（静岡市、浜松市、名古屋市）の各自治体、経済界、有識者から構成される「東海産業競争

力協議会」が設置された。また、地域に根ざした「生の声」を反映していくため、主に中小企業経営者からなる作業部会（WG）が設置され、東海地域の競争力強化の具体策が議論された。

2014年3月に、「東海産業競争力協議会報告書（TOKAI VISION）～世界最強のものづくり先進地域をめざして～」を取りまとめ、この中で自動車関連産業、航空機産業、ヘルスケア産業、環境産業を戦略産業として特定し推進するとともに、ものづくり産業を支え新たな産業を生み出す苗床機能「ものづくりマザー機能」の強化、昇龍道プロジェクト等自治体が連携した取組等を進めることとしている。

また本戦略の実効性を高めるため、取組毎に目標及びスケジュールを設定し、具体的な取組を整理した「アクションプラン」に基づき、フォローアップを実施し、2015年7月に「アクションプラン 2015」として改訂版を策定した。

（イ）電力取引監視室の設置

2015年6月17日に成立した改正電気事業法に基づき、経済産業省本省に「電力取引監視等委員会」が新たに設立されたことに伴い、小売全面自由化等を踏まえた電力の取引の監視、ネットワーク部門の中立性確保のための行為規制の実施等を行うため、2015年9月1日付けで、新たに総務企画部に電力取引監視室を設置した。

（ウ）伊勢志摩サミット・経済活性化チームの設置

2016年5月に開催される伊勢志摩サミットに向け、サミット開催を日本全体の経済活性化の好機と捉え、関係機関と協力し、ロボットや次世代自動車、MRJ等の優れた日本の技術や、伝統工芸品等の優れた日本の製品を国内外に発信していくことを目的として2015年10月1日に「伊勢志摩サミット・経済活性化チーム」を設置した。

2. 総務企画部

2. 1. 一般管理・企画調整

（ア）広報・情報公開

経済産業省の各種施策等に関する問合せに対応するとともに、局長定例記者会見や報道発表を通じて中部経済産業局の主要施策・行事・調査結果等の広報を行った。

また、ウェブサイト、メールマガジン等により、施策の紹介を始め様々な情報を発信するとともに、イントラ等に

による業務システムのサービスを拡充し、行政事務の効率化を推進した。

情報公開法、個人情報保護法に基づく開示請求の受付や開示決定、実施を行った。

(イ) 国土形成計画法に基づく広域地方計画策定に関する業務

2008 年 7 月に設置された、国の関係各地方行政機関、県及び政令指定都市・経済団体等を構成員とする「中部圏広域地方計画協議会」及び「北陸圏広域地方計画協議会」並びに「北陸圏・中部圏広域地方計画合同協議会」における協議を経て、2016 年 3 月に新たな計画が策定され、関係機関が連携し、計画を着実に推進していくことが決定された。

(ウ) 地方創生関係

地域の地方創生の取組みを支援するため、局内に地方創生コンシェルジュを設置し、自治体等からの相談に対応する体制を構築。また、情報面の支援として、地域が産業・人の流れ・人口動態等に関し必要なデータ分析等ができる「地域経済分析システム（RESAS）」につき、RESAS 普及活用支援調査員を 2 名採用し、自治体等への訪問により利活用支援を実施。

2. 2. 統計調査

(ア) 統計調査の実施

経済産業省が所管する基幹統計のうち、生産動態統計調査 1,192 件（2015 年度末現在。2014 年度末現在は、1,197 件。）について、調査票の回収・内容審査等を毎月実施した。また、管内の主要製品の生産実績について、毎月集計し、公表した。なお、特定業種石油等消費統計調査については、2016 年 1 月分から資源エネルギー庁が民間に委託して実施している。

(イ) 経済動向等の作成・公表

(A) 管内鉱工業の動向

管内の鉱工業生産等の動向を明らかにするため、生産動態統計等の調査結果を基に、毎月、管内の鉱工業生産（付加価値額）・出荷・在庫・在庫率指数及び東海の鉱工業生産（付加価値額）指数を作成し、公表した。

(B) 最近の管内総合経済動向

管内の鉱工業の動向に、消費、設備投資、公共投資、住宅投資、雇用等を加えて、管内の経済活動を総合的

に分析した「最近の管内総合経済動向」を毎月取りまとめ、公表した。

(C) 管内商業動態統計（百貨店・スーパー等）販売概況

商業動態統計を基に管内の百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの販売状況について、毎月取りまとめ、公表した。また、管内の百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、及び百貨店・スーパー・コンビニエンスストアの販売額指数を毎月作成し、公表した。なお、専門量販店販売統計調査（家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター）は、2015 年 6 月分をもって中止され、2015 年 7 月分より商業動態統計調査に組み入れられている。

(D) 地域経済産業調査

地域経済の動向と産業実態を迅速かつ的確に把握し、経済施策の企画・立案や効果的な実施に資するために管内主要企業へ個別にヒアリングを行う「地域経済産業調査」を年 4 回実施（2015 年 4 月 87 社、7 月 88 社、10 月 86 社、2016 年 1 月 87 社）し、その取りまとめ結果を公表した。

(E) 企業活動基本調査

管内企業の事業活動の多角化、国際展開、ソフト化等の実態を一元的かつ定量的に把握し、幅広い視野から各種施策を遂行していくための基礎資料とするために、企業活動基本調査を基にして、2015 年 5 月に「平成 26 年（平成 25 年度実績）企業活動基本調査 速報」を、2016 年 3 月に「平成 26 年企業活動基本調査報告書」を取りまとめ、公表した。

(F) 東海北陸経済情報

管内の鉱工業生産・需給・流通・販売動向及び主要経済指標を収録した「東海北陸経済情報」を毎月、「東海北陸経済情報年報」を 2015 年 9 月にそれぞれ取りまとめ、刊行した。

(G) 中部経済のポイント

中部地域（管内 5 県）及び東海地域（愛知・岐阜・三重県）経済の特色等について、統計データを基にグラフや図表などにより、わかりやすく整理した「中部経済のポイント」及び「東海経済のポイント」、東海地域の経済概況を東京圏、大阪圏と比較した「東海経済のポイント（3 大経済圏比較）」を取りまとめ、2015 年

12月に公表した。

2. 3. 電気事業に係る監査

「電気事業法第105条」の規定に基づき、一般電気事業者に対して電気事業監査を実施した。電力取引監視等委員会が9月に設立されて以降は、同委員会からの権限委任を受け、電気事業への新規参入者も含めた健全な競争が確保されるように、供給サービスに関する監査、託送供給に伴う禁止行為に関する監査を行った。

2015年度の一般電気事業者に対する監査実施件数は8件であり、そのうち9月以降は5件実施した。

3. 地域経済部

3. 1. 産業人材

(ア) ダイバーシティ経営の促進事業

2013年より、高齢者、女性、障がい者、外国人等多様な人材を活用してイノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「ダイバーシティ経営企業100選」として選定・表彰したが、2016年からは、新たなフェーズとして、重点テーマなどを設定した「新・ダイバーシティ経営企業100選」が開始され、広報や案件発掘等を行い、管内より3社が表彰された。

また、1月にはダイバーシティ経営の考え方や取組事例を紹介する『「ダイバーシティ経営」戦略セミナーin岐阜』を開催した。

ものづくり企業を中心に活躍する女性を応援することを目的に、女性活躍に先進的な企業経営者やロールモデルとなる女性社員等を紹介した「ものづくり女子の活躍応援サイト」を開設・運営し、広報を行った。

(イ) 社会人基礎力の育成・普及事業

社会人基礎力の育成の好事例等を紹介する「社会人基礎力育成研修会」を開催した。

また、大学での授業・活動を通じて、学生の「社会人基礎力」がどれだけ成長したかを競う「社会人基礎力育成グランプリ2016」の中部地区予選大会の開催を支援した。

(ウ) 中小企業の人材確保・定着支援事業

「地域中小企業人材バンク事業」において、地域人材コーディネート機関（民間）を各県毎に設置し、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握した上で、地方自治体、地域の金融機関等と連携して、地域内外の若者、女性、シ

ニア等の多様な人材から、地域の事業者が必要とする人材を発掘するとともに、地域の事業者の魅力を発信し、マッチングの促進や人材定着のための研修などを支援した。

(エ) カイゼン指導者育成事業

中小企業・小規模事業者のものづくり現場等を支える人材育成を支援するために、カイゼン活動の指導者を育成する研修を実施し、製造現場等に派遣する取組を行う管内2支援機関等を支援した。

(オ) ものづくり中核人材の育成支援事業

ものづくり中小企業・小規模事業者の製造現場で中核として働く人材を対象に、技術・技能の継承に必要な能力の習得を支援する講習等を指定し、当該講習等を受講するものづくり中小企業・小規模事業者に対し、受講料、旅費宿泊費の一部を補助するものづくり中核人材育成支援事業の広報を行った。

3. 2. 産学官連携の推進に関する業務

(ア) 産学官連携コーディネート機能の強化

管内の産学官連携コーディネータが大学等の技術シーズや企業ニーズを踏まえて説明し、企業との交流を図るとともにフェイストゥフェイスの連携の場として、2015年10月に中部地域産学官連携コーディネータ連絡会議（東海分科会）を開催した。また、次年度施策の発信を目的として、関連機関の協力により2016年3月に中部地域産学官連携コーディネータ連絡会議（全体会議）を開催した。

3. 3. 技術振興に関する業務

(ア) 提案公募型技術開発事業

(A) 中小企業による大学発の技術シーズを活用するプロジェクトに係る研究開発・販路開拓支援をするため、シーズ活用研究開発事業により3件の補助金交付を実施した（交付金額：50,527千円）。

(B) 中小企業のものづくり基盤技術高度化支援

(a) 特定研究開発等計画の認定

2006年6月に施行された「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、中小企業者のものづくり基盤技術（デザイン開発、情報処理、精密加工等）12分野に関する研究開発及びその成果の利用に関する「特定研究開発等計画」について、2015年度は40件の認定を行った。

(b)戦略的基盤技術高度化支援事業の採択

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく「特定研究開発等計画」の認定を受けた中小企業者の行うものづくり基盤技術の高度化に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を支援する「戦略的基盤技術高度化支援事業」について、2015年度は継続事業42件、当初予算事業16件の計58件を実施した。

(イ) 地域オープンイノベーション促進事業

産業競争力協議会で定められた戦略分野の産業振興を推進し、地域における新産業の創出を支援するため、広域連携を推進する管内の公設試験研究機関において必要な試験研究・検査設備を整備した。(6公設試験研究機関、交付金額:229,478千円)。

(ウ) 東海北陸地域産業技術連携推進会議若手研究職員交流会の開催

東海北陸地域の公設試験研究機関の次代を担う若手研究職員を対象に、研究成果の発表及び公設試験研究機関の抱えている問題等について意見交換を行い、併せて公設試験研究機関の施設等の見学会を行うことで、研究職員の資質の向上と研究者間の技術・人材交流の促進を図った。

(エ) イノベーション創出に向けた基盤強化業務

2011年度より自立的活動となった「中部イノベネット(事務局:公益財団法人中部科学技術センター)」の活動を支援するとともに、「名古屋駅前イノベーションハブ運営協議会(事務局:国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター)」との連携、産業技術連携推進会議・同地域会議等を活用した、地域企業への技術支援体制の基盤強化を図った。

(オ)「工業標準化法」の施行

工業標準化法に基づき、認証製造業者に対する立入検査を実施した。

また、JISマーク表示制度に関するブロックセミナーを開催した。

(カ) 知的財産に関する業務

(A) 第3期中部知的財産戦略推進計画の推進

第3期中部知的財産戦略推進計画に基づき、「知的財産経営導入・定着講座」及び「中部知財フォーラム2015」を開催するなどし、中小企業等における知的財産経営の導入・定着の促進等に関する支援を行った。

(B) 産業財産権に関する相談・指導

産業財産権全般及び出願手続等に関する1,079件(2015年度実績)の相談に応じた。また、地方における特許等の証明窓口として、申請により特許原簿謄本等を105件(2015年度実績)交付した。

(C) 知財総合支援窓口の設置

中小企業等が抱える知的財産に係る経営課題をワンストップで解決する「知財総合支援窓口」を管内各県に設置し、特許制度・手続き等に関わる相談・問い合わせ対応にとどまらず、海外展開における知的財産の活用・保護、ノウハウも含めた知的財産活動を円滑にできる体制づくりや、企業内の知的財産管理・人材の育成等に係るアドバイス等の支援活動を実施した。専門性の高い課題に対しては、弁理士や弁護士等の知的財産専門家による支援も併せて実施し、8,498件の中小企業等からの相談・課題に対応した。

(D) 地域中小企業知的財産戦略支援事業の実施

地域中小企業者等による諸外国での戦略的な産業財産権の取得の促進を目的に、地域中小企業による産業財産権の外国出願に要する経費を支援する助成事業を実施している都道府県等中小企業支援センターに対し、その実施に要する経費補助を行い、66件(特許39件、商標20件、その他7件)の外国出願支援を対象に、補助金45,088千円を交付した。

(E) 地域中小企業知的財産支援力強化事業

地域の知財支援に携わる関係者のすそ野拡大、支援体制・能力の強化をすることを目的とし、意欲の高い地域の支援機関等から先導的・先進的な知財支援の取組(アイデア)を集め、その実施を補助することにより、地域の知財支援体制の構築、連携強化等を行った。(2件、交付金額:14,502千円)

(F) 特許料等の軽減措置に伴う確認業務

「産業技術力強化法」及び「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく審査請求料及び特許料の軽減措置について、その対象者である研究開発型中小企業、各種認定事業者、公設試等の出願等に関する確認業務5,693件(2015年度実績 審査請求料2,014件、特許料3,679件)を行った。

3. 4. 情報化

(ア) I Tの利活用による新産業の創出

I T・データを活用した新ビジネス・新産業創出を目的としたセミナーを2回開催した。各回成長分野別にテーマ設定（I o Tセキュリティ、次世代モビリティ）し、自治体、業界団体、他省の地方支部局等と連携することで訴求力を高めた。

(イ) セキュリティ対策の推進

自動車、家電、住宅設備、医療機器などに組み込まれる高度な制御機能を構成する組込みシステム産業について、当地域は全国の2割強のシェアを占めている。近年、I o Tの進展に伴い、製品にネットワークアクセス機能を持たせることによって、新サービス、新ビジネスが創出される一方で、制御機能を意図的に誤動作させる等の攻撃手法も高度化・巧妙化し、セキュリティ対策の重要性が高まっている。このため、情報セキュリティ対策推進事業にてセキュリティ対策の推進を目的としたセミナーを2回開催した。また、当地域のセキュリティに関するニーズに基づき、組込みシステムのセキュリティを題材に中小企業のマネジメントクラス向けセキュリティ技術講習会を3回開催した。

(ウ) 中小企業情報化の推進

特定非営利活動法人I T C中部と連携し、中小企業の「攻めのI T経営」促進を目的に「情報化セミナー」を2016年3月に開催し、同セミナーにおいて、連携機関の「攻めのI T経営」に資する事業を紹介するとともに、特定非営利活動法人I T C中部が主催する中部I T経営力大賞の受賞企業の取り組みを紹介した。

3. 5. 地域振興

(ア) 企業立地に関する業務

(A) 基本計画策定に係る同意

2007年6月に施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」に基づき地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組を支援するために地方自治体が策定した「基本計画」の同意に係る手続を行った。同意件数は、2015年度2計画（更新1、変更1）であった。

(B) 電源地域産業関連施設等整備補助金

電源地域のうち、「企業立地促進法」に基づき自治体で作成し、国の同意を受けた「基本計画」の集積区域内における企業立地促進及び産業集積の活性化のために必要と認められる「貸工場、貸事業所、研究開発、試験」等の施設又は「研究機器、情報機器」等の機器を整備する事業として、2015年度は実施件数2件、採択金額29,953千円であった。

(イ) 工場立地に関する業務

「工場立地法」に基づいて実施した工場適地調査簿を整備し、新規立地に当たり、企業及びその他関係者に対し、情報提供、助言等を行い、企業の適地誘導に努めた。

(A) 工場適地調査

企業立地の資料とするため、管内の工場適地について、土地状況等の実態を2015年度において管内5県全域にて調査を実施した。

(B) 工場立地動向調査

企業立地の実態を把握するため、工場を建設する目的で1,000㎡以上の用地を取得したものを対象に、工場立地動向調査を半期ごとに実施した。

(ウ) 工業用水道事業

(A) 工業用水道事業に関する業務

「工業用水道事業法」に基づき、報告の徴収、届出の進達等の事務を行った。

2016年3月末現在、管内における工業用水道事業は15事業体、自家用工業用水道は164事業所であった。

(B) 工業用水道事業費補助

2013年度からは本省執行となり、2015年度は管内4事業に対し補助を行った。

(エ) 産業防災に関する取組

地域単位での事業継続体制構築のための地域連携BCP（事業継続計画）の普及等による“災害に強いものづくり中部”の構築に向けて、2015年度は、内閣官房国土強靱化室と連携し、地域連携BCPのモデル地域である豊橋市明海工業団地、四日市市霞コンビナートにおけるワークショップの開催、サプライチェーンの強靱化に係るアンケート、ヒアリング調査の実施及び国土強靱化シンポジウム（東京及び名古屋）を開催した。また、東海地域の臨海部にある工業団地に横展開を図るべく、地域連携BCP普及セミナーを開催した。

(オ) 農商工連携に関する業務

愛知県東三河地域は、全国随一の農業地域であるとともに、施設園芸が集積している農商工連携のポテンシャルが高い地域であり、農産品の高度生産管理システムとしての植物工場及び関連技術の高度化を図るため、植物工場開発・普及研究会の開催支援を行った。

(カ) 地域振興プロジェクトに関する業務

三遠南信地域において、温泉・宿泊施設や医療機関、旅行エージェント等の地域の様々な関係者によるネットワークを形成し、地域に存在する自然、農林水産物等の各種地域資源を活用した新たなビジネスモデルの構築を目指す「三遠南信地域メンタルハピネス協議会」の設立に向けた支援を行った。

(キ) 生産性向上設備投資促進税制に関する業務

産業競争力強化法に指定された生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資について確認書を発行した。

3. 6. 通商・国際化

(ア) 地域国際化

(A) 中部海外展開支援・国内投資促進会議

中小企業の国際展開及び対内直接投資を促進する取組として、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方公共団体等とともに「中部国際拠点化支援会議」を2010年6月に創設した。2015年には、7月に東海・北陸各地域において幹事会を開催し、域内企業の海外展開支援や国内投資促進を実現するための情報や課題を共有するとともに、対応策の検討等を行った。

(B) 北陸（日本）・韓国経済交流会議

2015年8月に韓国・蔚山広域市において開催された第16回北陸（日本）・韓国経済交流会議に参加した。北陸及び韓国の行政・経済団体・企業等の参加による全体会議、個別産業分野の連携方策を探るための研究機関等も含めた複合医療専門分科会等に参加し、両国間の新たなパートナーシップの構築及びビジネス交流の促進を図った。

(C) 新輸出大国コンソーシアム地域ブロック会議

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の合意を契機として海外展開に取り組む中堅・中小企業の支援

に向けて、官民の支援機関の連携により支援施策の効果的かつ一体的な運用を確保するとともに、外部専門家等を活用した企業の戦略策定から現地販路拡大まで切れ目ない支援を提供するため、2016年2月に「新輸出大国コンソーシアム」が設立された。

これを受け、管内においても政府関係機関や地方自治体、地方経済団体、地域金融機関等の参加を得て、2016年3月に「新輸出大国コンソーシアム地域ブロック会議（中部地域）」を開催した。

(D) 「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ」の推進

2004年7月より、対日直接投資を始め、国際経済産業交流を促進するため、県、市の枠を超えた広域連携による、「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（GNI）」を推進している。GNIは、「グレーター・ナゴヤ」（名古屋市を中心に半径約100キロメートルの広域経済圏）という統一ブランドコンセプトによる情報発信・PR、多様な交流・連携の機会提供（招へい、ビジネスマッチング）、外国企業進出への支援及び地域企業の海外展開支援等を実施している。また、2006年2月に設立した官民一体となった推進母体「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（GNIC）」において、これまでの活動の実績・成果を踏まえ、今後の更なる活動の展開に向け、議論を行った。

具体的な活動として、対日投資促進事業関係ではグレーター・ナゴヤ地域に海外航空宇宙関連企業を呼び込むため、2015年6月にフランスに経済交流ミッションを派遣し、グレーター・ナゴヤ地域をPRするとともに、海外航空機製造企業等への誘致活動を行った。パリ・エアショー会場ではGNICと（一社）中部航空宇宙産業技術センターがドイツの（社）ハンプルク・アビエーションと航空宇宙産業にかかる覚書を締結した。また、パリ・エアショーでの意見交換を受け、大手航空機関連メーカーを招へいし、グレーター・ナゴヤ地域のものづくり企業への訪問、商談機会を提供するプログラムを11月に開催した。海外展開支援事業関係では、新興国を中心としたグローバルマーケットの獲得支援にかかる取り組みとして商社、地域金融機関との連携により、カンボジア、ミャンマー、メキシコに経済交流ミッションを派遣し、現地企業とのビジネスマッチング等を実施した。国際経済交流事業関係で

は、スイスに経済交流ミッションを派遣し、精密加工技術分野における交流創出に向けた取り組みを実施した。

○海外経済交流ミッション派遣 4回

○海外企業の立地支援 6社

(イ) 貿易管理

2015 年度において、外為法、関税暫定措置法等貿易関係法令による許可・承認等の手続の処理件数は、輸出許可 541 件、一般包括及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可 27 件、役務取引許可 59 件、一般包括及び特別一般包括役務取引許可 26 件、輸出承認 254 件、委託加工包括輸出承認 0 件、輸出の承認内容の訂正・変更 5 件、輸出の事後審査 0 件、輸入承認 120 件、輸入公表による事前確認 87 件、国際輸入証明書の発給 72 件、関税割当証明書の発給 278 件であった。

3. 7. 次世代産業振興

(ア) 戦略産業の強化

東海産業競争力協議会において戦略分野として位置づけた「自動車関連産業分野」「航空機産業分野」「ヘルスケア産業分野」「環境産業分野」の強化に向けて、新分野進出支援事業、ものづくりネットワーク形成支援事業、新事業展開実現可能性調査を活用し、各種事業を企画・推進した。

また、ものづくりの未来の姿を明らかにすることを通じて、戦略分野の競争力強化策を検討するため、「2040 年ものづくり未来洞察調査」を実施した。デジタル化の進展（インダストリー4.0・I o T など）、人工知能、生産技術（3Dプリンタなど）などの技術革新、資源の制約、消費者ニーズの変化などの、ものづくりを取り巻く外部環境の変化の分析や、先行事例の調査などを基に、20～30 年後のものづくりの未来の姿に向けて対応することが求められる7つの戦略課題を整理した。

(イ) 航空宇宙分野の競争力強化に関する事業

アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成を目標として、人材の確保、サプライチェーン強化、支援機能強化を図るため、主に次の事業を実施した。

人材の確保として、ボーイング機種の増産やMRJの量産を背景に、当地域の喫緊の課題である構造組立技能者の

確保・育成を図るため、組立構造初級に係る共通カリキュラム・テキストを活用した実証講座やテキスト等の改訂、実施体制の検討を行った。さらに、将来を担う若年層へ航空業界の魅力を訴求するため、高等学校の就職担当教諭等を対象に航空機製造現場見学会を開催した。

サプライチェーン強化として、12 月には岐阜市にて国内 22 の航空機産業クラスターに関わる企業・支援機関から約 140 名の参加者を集め「国内航空機産業クラスターフォーラム」を開催した。

支援機能強化として、6 月に産学官が意見交換する「航空宇宙産業フォーラム・推進会議」を開催した。また、販路開拓、他産業からの参入促進のため、装備品分野における逆見本市形式のマッチング事業を開催し、4 社のバイヤーによる 24 件の商談を実施した。加えて、航空機部品メーカーが海外企業と商談するためのノウハウをまとめたガイドブック「海外ビジネスのヒントと知財対策」及び海外取引を目指す 52 の企業を掲載した英語版の企業ディレクトリを作成した。

(ウ) ヘルスケア産業分野の競争力強化に関する事業

TOKAI VISIONの方向性に基づき、医療機器分野等への新規参入を促すことを目的に、医療機器参入セミナーの開催、海外展開セミナーの開催、製品開発・事業化を目指した個別研究会の運営をサポートした。加えて、病院見学会・ニーズ発表会の開催、各種展示会への出展支援、医療機器メーカーとのマッチング機会の創出等を行った。また、健康寿命延伸産業の創出に向けて、「新ヘルスケア産業フォーラム」の取組等につき支援を行った。

4. 産業部

4. 1. 産業振興

(ア) 「商工会議所法」の施行

管内 64 商工会議所（2016 年 3 月末現在）において 1 件の定款変更認可事務を実施した。また、各商工会議所の周年記念事業等各種事業へ出席した。

(イ) 「自転車競技法」の施行

「自転車競技法」に基づく自転車競技の公正性・安全性確保のため、施設等調査を 6 回（岐阜、富山、松坂、川越場外、名古屋、サテライト名古屋）実施した。

また、管内 7 競輪施行者（豊橋市、名古屋競輪組合、岐阜市、大垣市、四日市市、松阪市、富山市）に対して、特

別競輪（名古屋競輪組合：日本選手権競輪）及び記念競輪開催に係る監督業務を実施した。

（ウ）ものづくり日本大賞の推進

我が国産業・文化を支えてきた「ものづくり」を継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知らしめることを目的に「第6回ものづくり日本大賞」を実施した。管内においては、内閣総理大臣賞1件（株式会社デンソー「地球環境保護に貢献するクリーンディーゼルを支える世界初のコモンレールシステム」）、経済産業大臣賞3件、優秀賞3件を受賞した。

（エ）業種別施策の概要

（A）鉄鋼業

鉄鋼の生産計画、鋼材需要見通しを把握するため、管内の電炉メーカー（鋳物、鋳鍛鋼メーカーを含む）5企業に対して、四半期毎に鉄鋼生産等に関する計画の調査を実施した。

（B）化学産業

（a）化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく業務

毒性物質及び毒性物質の原料となる物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高い物質を製造、使用する事業者における製造等予定数量の届出14件並びに製造等実績数量の届出58件を受理した。

（b）化学兵器禁止条約に基づく国際査察団対応

対象事業所における国際査察の立会い2件を行った。

（C）機械産業

（a）自動車関連産業の振興

「世界最強のものづくり先進地域」となることを目指し、基幹産業である自動車関連産業の競争力の強化を図るとともに、あらゆるものづくり産業を支え、新たな成長産業を産み出す成長エンジンとなる「ものづくりマザー機能」の強化に係る取組を行った。

炭素繊維複合材料においては、研究開発から生産・加工・組立までを行う一大拠点・産業集積の形成を目指す「コンポジットハイウェイ構想」を加速するため、東海・北陸の両地域にコーディネータを配置し、ユーザー企業に対する中小企業等の技術提

案によるマッチング等の支援を実施した。また、国内外の企業、大学及び研究機関等の技術や人的交流の場として、「東海・北陸連携コンポジットハイウェイコンベンション2015」を開催した。

ものづくりの基盤技術である金型関連産業においても、岐阜大学金型創成技術研究センターに附置された「次世代金型研究会」を核に、金型関連企業のネットワーク化による先導的な技術開発の促進や販路開拓に向けた取組に対する支援や国内外のユーザー企業とのマッチングを実施した。

さらに、中小の自動車部品サプライヤーの事業領域の拡大等を目指し、岐阜・愛知・三重県の中小企業支援機関とともに、富士重工業(株)に対して、新たな技術・製品を直接提案する展示商談会を開催した。

（b）「航空機製造事業法」の施行

「航空機製造事業法」に基づく許可および届出事業所(11事業所)からの製造確認届出22件、修理確認届出207件、製造証明届出188件等の受理並びに許認可申請等39件を経済産業省本省へ進達した。

（c）「武器等製造法」の施行

「武器等製造法」に基づく武器製造事業の許可事業所(9社11事業所)から武器製造、保管規程の申請があり、武器製造許可27件、保管規程変更の認可4件の許認可並びに試験的に製造をする場合の武器製造許可8件を経済産業省本省へ進達した。

（d）「銃砲刀剣類所持等取締法施行令第2条の1」（試験、研究のため所持する場合）に基づき9件の証明を行った。

（e）金属工作機械受注状況の公表

金属工作機械の受注状況を把握するため、毎月管内主要8社の金属工作機械の受注高及び受注残高等を集計、公表した。

（D）伝統的工芸品産業

（a）「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく伝統的工芸品の指定及び産地の振興

伝統的工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品指定産地の円滑な事業推進のための指導を行った。

2015年度末において、指定品目数は37品目、であり、本年度の振興計画等の新規認定件数は9件、実

施計画全体件数は30件であった。

(b) 伝統的工芸品産業補助金交付

振興計画等の認定を受けた事業者等が同計画に基づき実施する事業に対し、補助金を交付した。

2015年度補助金交付件数は17件、交付金額は50,449千円であった。

(c) 伝統的工芸品産業功労者等中部経済産業局長表彰

「伝統的工芸品月間」事業の一環として、第32回伝統的工芸品月間国民会議全国大会を富山県高岡市で開催し、記念式典において伝統的工芸品産業功労者等中部経済産業局長表彰を行った。2015年度は24名を表彰した。

(d) ミラノ国際博覧会出展支援

2015年ミラノ国際博覧会日本館イベント広場において、陶磁器の魅力をPRするため、中部地域の酒器の展示を日本陶磁器産業振興協会と協力・連携して実施した。

(オ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく業務（種の保存法）

種の保存法に基づき、象科の牙の加工品の譲渡し等の特定国際種事業に関する届出の受理を行った。また、届出事業者に対する報告徴収及び立入検査を実施した。

4. 2. 中小企業

(ア) 中小企業の経営革新支援

(A) 新連携支援事業

(a) 異分野連携新事業分野開拓計画の認定

2005年4月13日に施行された「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、事業分野を異にする2社以上の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組合せて高付加価値の商品・サービスの提供を行うことで新たな事業分野の開拓を図る「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を行った。

2015年度の認定件数は14件であった。

(b) 新連携対策補助金の交付

異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた連携体が同計画に基づき実施する事業に対し、補助金を交付した。2015年度の補助金交付件数は22件、交付金額は219,739千円であった。

(B) 農商工等連携支援事業

(a) 農商工等連携事業計画の認定

2008年7月21日に施行された「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して行う新商品、新サービスの開発、生産等を行い需要の開拓を図る「農商工等連携事業計画」の認定を行った。2015年度の認定件数は3件であった。

(b) 農商工等連携対策補助金の交付

農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者が同計画に基づき実施する事業に対し、補助金を交付した。2015年度の補助金交付件数は18件、交付金額は26,354千円であった。

(C) 経営革新計画の承認に関する業務

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、経営革新計画の承認を受けた企業等のフォローアップ調査等を実施し、政策効果の把握を行うとともに、本制度の普及・啓蒙を行った。

(D) 経営革新等支援機関の認定に関する業務

2015年度で123機関について、中小企業に対して専門性の高い支援業務を行う「経営革新等支援機関」の認定を行った。

(イ) 地域中小企業対策等

(A) 地域産業資源活用促進事業

(a) 地域産業資源活用事業計画の認定

2007年6月29日に施行された「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業等が地域産業資源を活用して行う新商品の開発、生産又は需要の開拓や新サービスの開発、提供又は需要の開拓を図る「地域産業資源活用事業計画」の認定を行った。2015年度の認定件数は30件であった。

(b) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金の交付

地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業等が同計画に基づき実施する事業に対し、補助金を交付した。2015年度の補助金交付件数は54件、交付金額は129,497千円であった。

(B) J A P A Nブランド育成支援事業

2004 年度より、商工会、商工会議所等が地域の事業者と一体となって、国際市場で通用する高いブランド力（J A P A Nブランド）の構築を目指す取組を「中小企業海外展開支援事業費補助金」により支援した。また、2010 年度からは補助対象者を「中小企業者を主とする 4 者以上のグループ」にも広げ、より中小企業の販路拡大に資する事業となっている。2015 年度の補助金交付件数は 9 件、交付金額は 25,560 千円であった。

（ウ）新規事業の創出促進

（A）「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」関連業務

エンジェル税制に係る確認書の発行業務を行った。
2015 年度の確認書はのべ 70 枚発行した。

（B）普及・啓発事業

（a）「新規事業創出セミナー」の開催

中小企業が持つ技術やノウハウを成長力のある新たな事業分野の可能性に繋げる、そのきっかけとなるような事例を紹介し、新規事業創出の一助としてもらうことを目的に「新事業創出セミナー」を名古屋市において開催した。

（b）施策情報等の配信

ベンチャー企業など約 1,000 者に対し、ベンチャー支援に係る施策情報やイベント情報をメールマガジン「かわら版」として毎月 2 回配信した。

（C）「産業競争力強化法」に基づく地域における創業支援

2014 年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づき、中部局管内のうち愛知県、岐阜県、三重県下の市区町村の「創業支援事業計画」について、2016 年 3 月末までに計 57 件を認定した。

（エ）中小企業の連携組織対策

「中小企業等協同組合法」、「中小企業団体の組織に関する法律」に基づき、組合の設立及び運営指導を実施した。
中部経済産業局所管の組合数は 2016 年 3 月末現在で事業協同組合 430 組合、商工組合 19 組合となっている。

（オ）小規模企業対策

（A）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を中

部管内 5 県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図った（2015 年度管内 5 県の相談対応件数は 26,300 件）。また、複数の支援機関の連携体である地域プラットフォームを 20 組織構築し、中小企業・小規模事業者の支援ポータルサイト「ミラサポ」を活用した専門家派遣等を通じて、中小企業・小規模事業者が抱える高度・専門的な経営課題の解決を図った（中部経済産業局管内での専門家派遣回数延べ 2,360 回）。

（B）経営発達支援事業

地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制を構築するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援事業として、経営発達支援事業を経営改善普及事業の中に新たに規定し、商工会及び商工会議所が策定する経営発達支援計画を国が認定する制度を創設した。2015 年度は 35 件（36 単会）の計画が認定を受け、小規模事業者に対する伴走型支援や地域経済活性化事業の実施を促進した。

（カ）下請企業振興対策

下請取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法」に基づく親事業者等の立入検査を 2015 年度は 106 件行くとともに「下請取引適正化推進月間（11 月）」には親事業者等に対する同法の説明会を愛知県、富山県、石川県において開催し、下請取引の適正化に努めた。

（キ）人権対策等

中小企業者等に対して、人権尊重の理念を普及させ、人権意識の涵養を図るため、人権啓発支援推進事業を管内 5 県及び名古屋市に委託し、実施した。

（ク）官公需受注確保対策

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図るため、官公需受注確保状況の実態調査、官公需確保対策地方推進協議会の開催等を行った。

また、事業協同組合等の活用を図るため、2015 年度は、9 組合に対し、官公需適格組合の証明を行った。
2015 年度の官公需適格組合数は 42 組合であった。

（ケ）中小企業金融対策等

（A）中小企業金融対策

経営の安定に支障を生じている中小企業者が必要とする資金について保証を行う「中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号」（セーフティネット保証 5 号）や、

日本政策金融公庫等が融資を実行するセーフティネット貸付の周知徹底に努めた。

(B) 信用保証協会に対する運営指導

管内 7 信用保証協会（5 県及び名古屋市、岐阜市）の円滑な運営を図るため、報告書の受理及び中小企業庁への進達等の事務処理を通じ、業務運営に対する指導監督を行った。また、経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、保証を利用している中小企業・小規模事業者に対する経営支援等の取組に要する経費の一部を信用保証協会に補助した。

さらに、2006 年 10 月からの制度改革に対する取組状況の評価及び各信用保証協会の実態把握と一層の体制強化のため、「信用保証協会法第 35 条」に基づく立入検査を実施しており、2015 年度は 3 協会に対して立入検査を実施した。

(C) 中小企業の倒産防止対策

企業倒産の状況を把握するとともに、大型倒産が発生した場合に関連中小企業の連鎖倒産防止を図るため、「中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 1 号」（セーフティネット保証 1 号）に基づく倒産企業の指定を行った。

管内の指定件数は 2014 年度が 4 件に対し、2015 年度は 3 件であった。

(コ) 中小企業の再生支援

中小企業の再生に向けた取組を支援するため、「産業競争力強化法」に基づき、各県に中小企業再生支援協議会を設置し、企業再生に関する知識を持つ常駐専門家を置いて中小企業の相談に応じるとともに、財務や事務の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり中小企業診断士等と個別支援チームを編成し、再生計画策定支援を行った。2016 年 3 月末までの累計の支援実績は、相談取扱企業数が 3,473 社、再生計画策定完了数が 1,135 社であった。

また、各県の中小企業再生支援協議会に経営改善支援センターを設置し、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を実施した。

(サ) 中小企業の事業引継ぎ支援

事業存続に課題や悩みを抱える中小企業の経営資源を他の意欲ある中小企業等が引き継ぎ、新事業展開や事業強

化のために有効活用することを支援するため、事業引継ぎ支援センターを各県に設置し、地域の関係機関や専門家等が連携して、きめ細かに支援を行った。2016 年 3 月末までの累計の支援実績は、相談取扱企業数が 747 社、登録機関への橋渡し件数が 30 社であった。

(シ) 中小企業の事業承継支援

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、相続税の納税猶予の認定を 29 件、贈与税の納税猶予の認定を 31 件、事業継続報告についての確認を 75 件実施した。

(ス) 消費税転嫁対策

2014 年 4 月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、転嫁 G メン（消費税転嫁対策調査専門職員 37 名）及び職員により、消費税転嫁に係る電話相談、消費税転嫁拒否事案の情報収集、立入検査等の消費税転嫁対策を実施した。

2015 年度 立入検査 106 件

(セ) 生産性向上設備投資促進税制の設備確認

産業競争力に指定された生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資について確認書を発行した。発行件数は 2014 年度が 549 件に対し、2015 年度は 1,568 件であった。

4. 3. 流通・商業

(ア) 中小商業活性化対策

（地域商業自立促進事業に対する補助）

商店街組織がまちづくり会社等の民間企業等と連携して行う、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組について、自立的に継続して取り組む事業に必要なニーズ、マーケティング等の調査・分析事業、およびその調査結果を踏まえて行う商店街の中長期的な発展及び自立化を促進する 5 つの分野に係る事業に対し、補助金を交付した。

2015 年度は、交付件数 4 件、執行金額 6,992 千円であった。

(イ) 物流の効率化

2015 年 5 月に中央において発足した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」を受け、中部運輸局を事務局とした愛知県地方協議会に参加し、運送業の長時間労働の削減に向けた対策の実施について検討し

た。

また、総合物流施策大綱に基づく「北陸地域国際物流戦略チーム」幹事会の下に広域バックアップ専門部会を設置し、東海地域が被災した場合の北陸地域でのバックアップ体制について議論を行った。

(ウ) サービス産業の振興等

(A) 観光

商店街そのものを地域資源として捉えるとともに、地域の魅力を活用したインバウンド対応の拠点化を図り、これらをネットワーク化し、地域での消費を促進するため、「商店街×観光」を組合せ、観光プロモーション（「昇龍道プロジェクト」）によるインバウンド客の呼び込みとタイアップし、新たな需要創出と消費拡大を図った。

商店街における商業者向け説明会を管内9箇所で実施、管内2箇所の免税一括カウンターの設置を支援したほか、管内2箇所海外メディアによる取材ツアーを実施した。また、インバウンドを対象としたショッピング推進のため、地域ぐるみの民間主導ショッピングキャンペーン企画・実施への支援を行った。

(B) デザイン振興

デザイン思考の普及のため、産業支援機関等向けに「デザイン思考」活用3回連続講座のほか、中小企業者向けに「デザイン思考」活用セミナーを開催した。講座の内容をまとめた解説書はセミナーで使用するとともに、局ウェブサイトに掲載し情報発信を行った。

(C) 産学連携サービス経営人材育成事業

大学等が、産業界と連携し、学生や社会人を対象として、サービスに関する経営人材を育成するための、実践的かつ専門性を有する教育プログラムを開発、実証を行う取組を、「産学連携サービス経営人材育成事業費補助金」により支援した。2015年度の補助金交付金額は1件、交付金額は6,351千円であった。

(エ) 「大規模小売店舗立地法」の円滑運用

「大規模小売店舗立地法」（2000年6月1日施行）の円滑な運用を図るため、大規模小売店舗立地法相談室での大店立地法に係る相談業務を実施するとともに、管内各県等との連絡会議を開催した。

(オ) コンテンツ産業振興

中部地域における映像コンテンツ産業の振興に向けて、

ロケ誘致に取り組むフィルムコミッションとの会議の場を活用し、情報交換等を行った。

4. 4. 消費者保護

「特定商取引に関する法律」、「割賦販売法」、「商品先物取引法」、消費生活用製品安全法等の製品安全4法、「家庭用品品質表示法」及び「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の適切な運用を行うため立入検査の実施、行政機関及び関係機関と連携した消費者トラブルの未然防止、被害の拡大防止に努めた。

(ア) 「特定商取引に関する法律」の施行

「訪問販売」「通信販売」「電話勧誘販売」「連鎖販売取引」「特定継続的役務提供」「業務提供誘引販売取引」「訪問購入」について、「特定商取引に関する法律」に基づく行政処分を行うため、事業者の属性確認・違反事実の認定等の調査・立入検査を実施した。2015年度においては、法違反が認められた訪問販売を行う1事業者に対し、行政処分（業務停止命令）を行った。

(イ) 「割賦販売法」の施行

「割賦販売法」の適用（許可又は登録）を受けている業者に対し、立入検査等の指導・監督を実施した。2015年度の実施件数は16件であった。

(ウ) 「商品先物取引法」の施行

商品先物取引法に基づき、共管省庁である農林水産省とも連携し、商品先物取引の委託者保護及び商品先物取引業者等の業務運営の健全化を図るため、2015年度においては、商品先物取引事業者に対して8件、立入検査を実施した。

(エ) 総合製品安全対策の推進について

製品安全4法（「消費生活用製品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「電気用品安全法」）及び「家庭用品品質表示法」の施行を通じ、一般消費者の生命や身体に対する安全対策のため、独立行政法人製品評価技術基盤機構及び都道府県等が行う、立入検査及び試買テスト等により違反状態が認められた場合、当該事業者への違反対応等を実施した。2015年度における製品安全4法に係る違反対応件数は、38件であった。

(オ) 「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の施行

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の規定に基づく募集届出書の受理を行うとともに、同法に関する照会、相談業務を実施した。2015 年度は、4 件の届出を受理した。

(カ) 消費者相談への対応

消費者相談室において、商品やサービスの取引等に係る電話又は面接による消費者からの相談を受けるとともに、自治体が設置する消費者センターからの照会、相談に応じた。なお、相談件数はほぼ横這いで推移し、2015 年度の相談件数は 797 件であった。

4. 5. アルコール

アルコールは、広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠なものであり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売事業の運営等を適正なものとするを目的とした「アルコール事業法」に基づき管理（許可制）した。

(ア) 管内許可事業者数

2016 年 3 月末現在における管内許可事業者数は、使用 401 件、販売 81 件、製造 2 件、輸入 3 件となっている。

(イ) 立入検査件数

2015 年度の立入検査件数は、102 件であった。

5. 資源エネルギー環境部

5. 1. 電気・ガス

(ア) ガス事業に係る監査

ガス事業の健全な発達、使用者利益保護を図るため、「ガス事業法第 45 条の 2」の規定に基づき、一般ガス事業者・ガス導管事業者の各者に対して、供給サービスに関する監査、財務諸表及びその他の事項に関する監査を実施した。

2015 年度の一般ガス事業者に対する監査実施件数は 8 件、ガス導管事業者に対する監査実施件数は 2 件であった。

(イ) 電気事業に係る承認、届出

「電気事業法」に基づく電気料金等の供給条件に係る届出の受理、電気工作物等の変更届出の手続業務を実施した。

(A) 卸供給条件届出

2015 年度は 1 件であった。

(B) 電気工作物等の変更届出

2015 年度は 52 件であった。

(ウ) 電力需要動向に関する調査

電力需要動向を把握するため電力需要実績、発受電実績等の統計、分析業務を行うとともに、公表した。

(エ) 電力需給対策

(A) エネルギー対策本部の設置

総理大臣の浜岡原子力発電所の停止要請を契機とし、中部電力供給区域の電力需給対策の検討とその具体化を図り、中部地域におけるエネルギーの安定供給確保と地域経済・産業の発展に資するため、局内に「中部経済産業局エネルギー対策本部」を設置した。2015 年度は 2 回の本部会合を開催し、夏及び冬の節電対策に万全を期した。

(B) 地域関係機関との連携体制構築

中部電力浜岡原子力発電所の運転停止を契機とし、中部電力供給区域各県、名古屋市及び中部電力と連携し、電力需給に関する情報を共有するとともに必要な対応を迅速かつ的確に実施する体制を強化し、特に電力需要期である夏及び冬の電力需給対策に万全を期するため、各機関のトップ、実務責任者からなる連携ネットワーク体制の下、2015 年度は、各機関の事務担当者出席による事務連絡会を 2 回（6 月、11 月）開催した。

(オ) 河川法に基づく協議

「河川法第 35 条第 1 項」の規定に基づく河川管理者からの協議に対して回答を行った。2015 年度は 88 件であった。

(カ) 電気計器の計量法関連業務

計量法のうち、電気計器の製造及び修理が適正に行われていることを確認するため、2015 年度は指定製造事業者 2 件に対して立入検査を実施した。

(キ) 電源三法交付金

公共用施設整備事業、地域活性化事業、電源立地の理解促進事業、企業導入促進事業等に対する助成を通じ電源地域の自立的発展の支援及び電源立地の円滑化を図るため、電源立地地域対策交付金等を交付した。2015 年度は約 63 億円であった。

2015 年度の交付先は、電源立地促進対策交付金枠が大町市、水力発電施設周辺地域交付金枠が愛知県、岐阜県、長野県、三重県、静岡県、静岡市及び浜松市、電源立地等初期対策交付金枠が南相木村及び御前崎市、原子力発電施

設等周辺地域交付金枠が静岡県、岐阜県、瑞浪市及び愛知県、電力移出県等交付金枠が三重県、原子力発電施設等長期発展対策交付金枠が瑞浪市及び御前崎市であった。

(ク) 一般ガス事業

(A) 許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業の許認可等の業務を行った。

2015 年度は供給区域の変更許可 12 件、供給約款の変更認可・届出 16 件であった。

(B) ガスの供給計画

「ガス事業法第 25 条」の規定に基づき、一般ガス事業者から提出のあったガス供給計画により、ガスの普及・開発及び設備投資等の計画について把握した。

(C) 収支決算状況

「ガス事業会計規則第 14 条」の規定に基づき、一般ガス事業者から報告のあった財務諸表により、財務及び収支の決算状況について把握した。

(ケ) 簡易ガス事業

(A) 許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の業務を行った。

2015 年度は供給約款の設定及び変更認可・届出 307 件、供給地点の変更許可 37 件、事業廃止・休止の許可 7 件であった。

(B) 簡易ガス事業の立入検査

簡易ガス事業者に対し立入検査（業務関係）を 2015 年度は 23 件実施し、法の遵守について指導を行った。

5. 2. 省エネルギー・新エネルギー

(ア) 新エネルギーの導入促進

(A) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(F I T 法) の大臣認定

再生可能エネルギーの発電設備の普及を目的とする固定価格買取制度について、F I T 法に基づき、基準に適合している対象設備について経済産業大臣の認定を実施した。F I T 法による認定件数（2015 年 4 月～2016 年 3 月）は、太陽光発電設備、36,946 件、風力発電設備 37 件、水力発電設備 18 件、地熱発電設備 1 件、バイオマス発電設備 23 件の合計 37,025 件であった。

また、同法に基づき、195 事業者 264 事業所に対し、

再生可能エネルギー賦課金の減免について大臣認定を実施した。

一方、認定された太陽光発電設備のうち、設置場所の確保及び設備の確保が確認できなかった 14 件に対して聴聞を実施し、そのうち 12 件の設備認定取消しを行った。

(B) 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(R P S 法) の大臣認定

電気事業者に一定量以上の新エネルギー等による電気の利用を義務づける「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」が、2012 年 6 月に廃止されたため、大臣認定を実施した案件はない。なお、経過措置に伴う変更等の手続を 10 件行った。

(C) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）に基づく利用計画の認定

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づき、利用計画の認定に関する業務を実施し、新エネルギー導入事業者に対して支援を行っているが、2015 年度における新エネルギー利用等の利用計画に係る大臣認定申請の進捗実績はなかった。

(D) 「再生可能エネルギー導入促進分科会」の開催

当地域における再生可能エネルギー導入促進のため、固定価格買取制度の運用状況、支援策等について、関係する国の地方支分部局、自治体との情報共有を行った。

(E) スマートコミュニティの構築支援

地域での再生可能エネルギーの導入・活用状況や今後の導入ポテンシャルを把握し、地域の実情に根ざしたスマートコミュニティの構築に向けた事業化可能性調査を実施するための「地産地消型再生可能エネルギー面的利用等促進事業（構想普及支援事業）」について、2015 年度において管内で 4 件採択された。

(イ) 省エネルギーの推進

(A) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法) の施行

2010 年 4 月に施行された改正法に基づき指定された特定事業者・特定連鎖化事業者（以下、「特定事業者等」。）及びエネルギー管理指定工場等（第一種、第二種）からの選解任届出書（エネルギー管理統括者等）・定期報告書・中長期計画書等の受付・審査業務を実施した。

特定事業者等の指定件数は、2016 年 3 月末現在では、1,515 件、エネルギー管理指定工場等の指定件数は、1,656 件（第一種 841 件、第二種 815 件）となった。

また、事業者によるエネルギーの使用合理化の徹底を図ることを目的に、定期報告書等に基づき、判断基準の遵守状況等が十分でない特定事業者等に対し、改善状況の報告を求めるなどの指導を実施した。

一方、運輸部門については、2007 年度より指定の対象となった特定荷主からの定期報告書・計画書の受付・審査業務を実施した。特定荷主の指定件数は、2016 年 3 月末現在では、71 件となった。

(B) J ークレジット制度の推進

J ークレジット制度の普及・促進を図るため、関係機関等によるネットワーク連絡会議を開催するとともに、セミナー・説明会を開催した。

また、J ークレジット制度ソフト支援事業により、中小企業等の温室効果ガス排出削減計画の策定支援を 22 件実施した。（うち、2 件が認証委員会での登録に至った。）

さらに、クレジットの地産地消を促進するため、中部産CO₂クレジットプラットフォームにおいて、引き続き普及に向けた広報等を行った。

(ウ) エネルギー・温暖化対策の推進

「中部エネルギー・温暖化対策推進会議」の事務局として、本会議及びセミナー等を開催し、中部地域の行政機関、学識者、市民団体、経済団体、エネルギー供給事業者等による情報共有、事業の相互支援等を推進した。

(エ) エネルギーに関する広報

岐阜県瑞浪市では、次世代を担う小中学生が、暮らしに密接な関わりを持つエネルギーや地球温暖化問題について、科学的要素を育みながら体験的に学習できる移動展示館事業を実施し、3 日間の開催期間中に約 5 千名の来場者を得た。

また、中小企業等の省エネルギーへの推進意識の向上のため、省エネルギーに係るセミナーとシンポジウムをそれぞれ実施するとともに、省エネルギー月間の期間中に特別講演会を開催した。

5. 3. 資源・燃料

(ア) 石油製品の品質確保

(A) 給油所への立入検査状況

「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（品確法）に基づき、管内給油所に対する立入検査を実施した。立入検査実施件数は 2015 年度 33 件であった。

(B) 給油所登録・品質分析義務軽減認定状況

「品確法」に基づく給油所登録・品質分析義務軽減認定及び更新等の業務を行った。管内登録給油所数は 2015 年度末で 3,669 箇所、特定加工場所数は、2015 年度末で 10 箇所となっており、軽減認定（更新）件数は、2015 年度 916 件であった。

(C) 石油製品の輸入届出状況

「品確法」に基づく石油製品の輸入届等の業務を行った。輸入届出件数は、2015 年度 122 件、輸入変更届出書は、2015 年度 57 件であった。

(D) 「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく届出状況

「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく届出等の業務を行った。開始等届出件数は 2015 年度 359 件であった。

(イ) 石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設設置の円滑化に資することを目的とし、交付金の交付業務を行った。交付対象自治体数及び交付金額（事務等交付金を含む）は、2015 年度 4 県 41 市町村等 460,289 千円であった。

(ウ) L P ガスの取引適正化

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、取引の適正化に関する業務を行ったほか、中部地方液化石油ガス懇談会を開催した。

(エ) 大規模災害を想定した燃料供給訓練

南海トラフ地震を想定し、民間燃料施設において陸上自衛隊へ石油燃料の供給を行う訓練を管内で初めて実施した。

(オ) 鉱業出願

(A) 出願等の状況

関係県に対して協議を行い他法令との調整を図りつつ処理を行った。新規・変更出願等の状況は、2015 年度 30 件であった。

(B) 処理状況

出願等の処理件数は、2015 年度 32 件であった。また、未処理件数は、2015 年度末で 622 件となった。

(カ) 鉱業登録

新規・変更登録件数は、2015 年度 75 件であった。また、鉱業原簿謄抄本及び鉱区図謄本の交付、鉱業原簿等の閲覧件数は、特定鉱害への関心が高まっており 2015 年度 1,596 件となった。

(キ) 施業案の処理

鉱山の合理的開発、安全確保・鉱害防止の観点から施業案の認可等を行った。処理件数は、2015 年度は 14 件で、内訳は採掘施業案 12 件、試掘施業案 2 件であった。

(ク) 事業着手延期申請・届出等の処理

事業着手延期申請・届出等は、2015 年度は 222 件であった。内訳は鉱業事務所設置届 5 件、事業着手延期申請 163 件、事業休止申請 25 件、鉱業代理人選任届 29 件であった。

一方、鉱業法に基づく着手義務等違反により、2015 年度に 11 件の聴聞を実施し、10 件の鉱業権の取消しを行った。

(ケ) 特定鉱害の確認

特定鉱害の対策を実施する指定法人からの依頼に基づき、特定鉱害現地調査を 12 件実施した。

5. 4. 環境・リサイクル

(ア) 環境ビジネス展開の推進

環境技術の高度化及び国内外での市場開拓支援を通じた環境ビジネス展開の推進を目的として、産学・産産連携促進のためのセミナー・マッチング会を 1 回、ベトナムへのミッション団派遣（参加企業：9 社）を 1 回、各種分科会を 6 回、インドネシアへのミッション団派遣（参加企業：7 社）を 1 回、各種分科会を 3 回開催したほか、他地域と連携したアライアンスマッチングを実施した。

また、自治体、支援機関、経済団体が連携し、環境ビジネスの振興に取り組むことを目的とした中部地域環境ビジネス展開支援会議を 2 回開催した。

(イ) リサイクル関係業務

(A)「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）

「容器包装リサイクル法」に基づき、事業者への説明会を通じて同法の普及啓発を行った。

(B)「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）

「家電リサイクル法」に基づき、立入検査及び立入

調査を実施した。2015 年度の立入検査 61 件、立入調査は 4 件であった。

家電リサイクルの重要性を理解してもらうために、2015 年度に消費者等を対象としてリサイクルプラント見学会を 1 回実施した。

(C)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）

「自動車リサイクル法」に基づき、事業者に対する立入検査を実施した。2015 年度の立入検査は 23 件であった。

(D)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

小型家電リサイクルの啓発イベントとして、2015 年度はパソコン等の基板から金を抽出するイベントを 2 回開催した。

「小型家電リサイクル法」に基づき、認定事業者への立入検査を実施した。2015 年度の立入検査は 5 件であった。

(ウ) 地球環境保全関係業務

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成原因である揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため、これまで自主的取組に参加していない業界団体、企業等を対象に、VOC 排出抑制の意義やメリットなどを幅広く周知することを目的として、2015 年度は愛知県と石川県でセミナーを開催した。

5. 5. 次世代自動車普及環境整備

(ア) 水素ステーションの整備

燃料電池自動車（FCEV）に必要な水素供給インフラの整備を推進することを目的として、FCEV の初期需要創出と水素供給インフラ普及の戦略を策定・推進することを活動事項とした「中部 FCEV 水素供給インフラ整備推進会議」を、2015 年度は、2 回開催するとともに、FCEV 試乗を取り入れたイベントや各種情報発信等の普及啓発活動を実施した。

6. 電力・ガス事業北陸支局

6. 1. 電気・ガス

(ア) 電気・ガス事業の適性化に関する監査業務

電気事業者及びガス事業者の健全な発展、利用者利益保

護を図るため、「電気事業法第 105 条」の規定及び「ガス事業法第 45 条の 2」の規定に基づき、2015 年度、一般電気事業者に対し 2 件、一般ガス事業者に対し 4 件の、供給サービスに関する監査、財務諸表及びその他の事項に関する監査を実施した。

なお、2015 年 8 月 31 日以前は、電力・ガス事業課が電力・ガスの監査業務を行っていたが、2015 年 9 月 1 日以後は、総務課に電力取引監視室を新たに設置し、電力の監査業務を移管した。ガスの監査業務は引き続き電力・ガス事業課が担った。

(イ) 電力事業に係る業務

(A) 電気事業に係る届出

「電気事業法」に基づく届出の処理状況は、2015 年度、卸供給条件届出が 1 件、電気工作物等の変更届出が 31 件であった。

(B) 電力需要動向に関する調査

電力需要動向の把握及び想定上の資料とするため、電力需要実績、発受電実績等の統計、分析業務を行った。

(C) 河川法に基づく協議

「河川法第 35 条第 1 項」の規定に基づく河川管理者からの協議に対して 2015 年度 15 件の回答を行った。

(D) 電力需給に関する対応

東日本大震災の影響による福島第一原子力発電所の事故を発端とした原子力発電所の運転停止による供給力の不足に対し、電力需要期である夏季及び冬季の電力需給対策に万全を期すため、北陸電力供給区域各県及び北陸電力の事務担当者出席による電力需給に関する連絡会議を 2 回（5 月、11 月）開催した。

(ウ) 電源地域振興に関する業務

(A) 電源三法交付金

公共用施設整備事業、地域活性化事業、電源立地の理解促進事業、企業導入促進事業等に対する助成を通じ電源地域の自立的発展の支援及び電源立地の円滑化を図るため、2015 年度、電源立地地域対策交付金 2,968 百万円、交付金事務交付金 2 百万円、広報・調査等交付金 44 百万円を交付した。

(エ) 地域拠点広報事業

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、地域防災力の担い手である「防災士」に対し、放射線の理解促進のための基

礎知識、測定実習体験及び長期エネルギー需給見通しをテーマにしたセミナーを金沢市内で実施した。

(オ) ガス事業に関する業務

(A) 一般ガス事業

(a) 許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業の許認可等の処理状況は、2015 年度、事業開始届出が 1 件、供給区域の変更許可が 2 件、ガス工作物の変更届出が 3 件、供給約款変更届出が 6 件、選択約款変更届出が 15 件、託送供給約款制定不要に係る承認が 2 件であった。

(b) ガスの供給計画

「ガス事業法第 25 条」の規定に基づき、一般ガス事業者から提出のあったガス供給計画により、ガスの普及・開発及び設備投資等の計画について把握した。

(c) 収支決算状況

「ガス事業会計規則第 14 条」の規定に基づき、一般ガス事業者から提出のあった財務諸表により、財務及び収支の決算状況について把握した。

(B) 簡易ガス事業

(a) 許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の処理状況は、2015 年度、事業開始届出が 2 件、合併認可が 2 件、供給約款の変更認可・届出が 222 件、選択約款の変更届出が 89 件、供給地点等の変更許可が 4 件、事業休廃止の許可が 6 件、ガス工作物変更届が 12 件であった。

(b) 簡易ガス事業の立入検査

2015 年度、簡易ガス事業者 6 社に対し立入検査（業務関係）を実施した。

6. 2. 北陸地域経済に関する調査

(ア) 「北陸地域の総合経済動向」等の作成・公表

北陸地域の鉱工業生産指数、個人消費、設備投資、公共投資、住宅投資、雇用等の動向を総合的に分析した「北陸地域の総合経済動向」を毎月公表した。また、北陸地域経済の特色等について、統計データを基にグラフや図表などにより取りまとめた「北陸経済のポイント 2015」を、2016 年 2 月に作成し、公表した。

(イ) 地域経済産業調査

地域経済の動向と産業実態を迅速かつ的確に把握し、経済施策の企画・立案や効果的な実施に資するため、北陸地域の主要企業に対し個別にヒアリングを行う「地域経済産業調査」を実施した。2015年度は、6月、9月、12月、3月の年4回実施（調査対象企業数45社）し、その取りまとめ結果を公表した。

6. 3. 北陸地域の新成長産業創出

「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）及び「地域経済再生の緊急決議」（2013年7月9日全国知事会決議）に基づき設置された「北陸産業競争力協議会」において、2014年3月に「北陸産業競争力強化戦略」が取りまとめられ、北陸地域はライフサイエンス・高機能新素材関連産業の一大集積地を目指すこととなった。これを受けて、2014年度の新産業集積創出基盤構築支援事業に引き続き、2015年度は新分野進出支援事業を活用して、ライフサイエンス産業及び高機能新素材関連産業の振興に係る取り組みを実施した。

(ア) 北陸地域ライフサイエンス産業創出支援事業

北陸地域の技術ポテンシャルを活用し、「安心・安全社会の実現」に向けたライフサイエンス産業群の育成と産学官ネットワークを推進し、予防・診断・治療技術等の高度化に向けた新しいイノベーションの創出を目指すための取組を実施した。

具体的には、これまでの機能性食品・化粧品や医薬品に係るネットワークを維持しつつ、特に北陸地域のモノ作り技術を活用した医療・健康福祉関連の機器・部材・材料の開発・事業化等を促進するため、プロジェクトマネージャー1名、コーディネータ2名及び特別アドバイザー1名を配置しネットワークの構築・強化を図るとともに、「北陸ライフサイエンスクラスター」（地域イノベーション戦略支援プログラム）等とも連携し、医療現場の現状をテーマにしたセミナー（全3回）や医療機器分野に関する知的財産について実践的な知識や手法を身につけるワークショップ（全3回）、大学研究シーズ・医療現場ニーズ発表会の開催、関東経済産業局主催の医療機器メーカーとの「医療機器・ものづくり商談会」への参加支援等により地域ものづくり企業のライフサイエンス分野への参入促進につながる支援を行った。また、個別プロジェクトにプロジェ

クトマネージャー1名を配置し、専門家を招聘し講習会等を実施するなど、中核企業候補の支援を行った。

(イ) 北陸地域高機能新素材産業創出支援事業

高機能新素材関連産業については、繊維、アルミニウム、プラスチック、精密加工等の北陸地域の既存産業集積を活かし、ネットワークの構築・強化（ネットワーク形成支援）、及び出口側企業と北陸地域の企業との産々・産学のマッチング等による事業化・製品化に向けた取組支援（個別プロジェクト支援）を地域の既存の活動と連携・補完するとともに、県域を越えた広域的な活動とも絡めながら実施した。

具体的には、ネットワーク形成支援として、炭素繊維複合材分野と軽金属分野それぞれにプロジェクトマネージャー及びコーディネータを配置する実施体制を構築し（炭素繊維複合材分野：プロジェクトマネージャー1名とコーディネータ3名、軽金属分野はプロジェクトマネージャー1名とコーディネータ4名）、新規参入促進に向けたセミナーの開催や各種展示会等への出展、大手企業による技術ニーズ説明会、シーズ集の作成などマッチングに向けた取り組みを実施するとともに、東海・北陸コンポジットハイウェイ構想による東海地域と連携した各種事業を実施した。また、個別プロジェクト支援としては、炭素繊維複合材分野及び軽金属分野ごとにプロジェクトマネージャー1名、コーディネータ1名を配置し、出口産業のニーズを踏まえた産々・産学等のマッチング等の支援を実施した。さらに、2015年度地域経済産業活性化対策調査委託事業において、「北陸地域における高機能新素材関連産業の振興方策に関する調査」を取りまとめた。

6. 4. 企業立地

(ア) 企業立地促進法に基づく支援

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（企業立地促進法）に基づく、地方自治体による基本計画推進のための指導・助言等、地域の主体的取組を支援した。

(イ) 工場立地動向調査

企業立地の実態を把握するため、工場を建設する目的で1,000㎡以上の用地を取得したものを対象に、工場立地動向調査を半期ごとに実施した。

(ウ) 設備投資支援

日本再興戦略において、設備投資のリーマンショック前

の民間投資水準（年間約 70 兆円）への回復を目指すことが明記されたことを受け、質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図ることを目的とする生産性向上設備投資促進税制が新設されたことから、本税制の説明会開催、窓口相談対応を行った。また、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備投資計画に対する確認書発行業務について、2015 年度は 315 件発行した。

6. 5. 産学官連携の推進

北陸地域の産学官連携コーディネータのフェイストゥフェイスの連携の場として、2016 年 2 月に中部地域産学官連携コーディネータ連絡会議（北陸分科会）を開催した。

6. 6. 中小企業対策

（ア）中小企業の経営革新支援

（A）新連携事業支援に関する業務

北陸地域（富山県・石川県）における新連携事業の推進を図るため、中小企業基盤整備機構北陸本部などの関係支援機関と連携し、施策の普及促進活動や案件発掘等を実施した。

（a）施策の普及・広報活動

ホームページやメールにより、最新の施策情報の提供を行った。また、関係支援機関のセミナー等において 2015 年度は 8 回の施策説明及び個別相談を実施した。

（b）案件発掘・認定案件フォローアップのための活動

新たな事業活動を行っている企業や関係支援機関等を訪問し、案件の発掘を行うとともに、認定企業に対するフォローアップを実施した。

（B）農商工等連携事業に関する業務

北陸地域（富山県・石川県）における農商工等連携事業の推進を図るため、北陸農政局、中小企業基盤整備機構北陸本部などの関係支援機関と連携し、施策の普及促進活動や案件発掘等を実施した。

（a）施策の普及・広報活動

ホームページやメールにより、最新の施策情報の提供を行った。また、関係支援機関のセミナー等において 2015 年度は 19 回の施策説明及び個別相談を実施した。

（b）案件発掘・認定案件フォローアップのための活動

新たな農商工等連携による事業活動を行っている

企業や関係支援機関等を訪問し、案件の発掘を行うとともに、認定企業に対するフォローアップを実施した。

（イ）地域産業資源の活用

（A）地域産業資源活用事業支援に関する業務

北陸地域（富山県・石川県）における地域産業資源活用事業の推進を図るため、中小企業基盤整備機構北陸本部などの関係支援機関と連携し、施策の普及促進活動や案件発掘等を実施した。

（a）施策の普及・広報活動

ホームページやメールにより、最新の施策情報の提供を行った。また、関係支援機関のセミナー等において、2015 年度は 36 回の施策説明及び個別相談を実施した。

（b）案件発掘・認定案件フォローアップのための活動

新たな事業活動を行っている企業や関係支援機関等を訪問し、案件の発掘を行うとともに、認定企業に対するフォローアップを実施した。

（ウ）モノ作り中小企業支援

（A）モノ作り基盤技術高度化支援に関する業務

北陸地域（富山県・石川県）における優れた基盤技術を有する中小企業の技術の高度化を図るため、施策の普及促進活動や案件発掘等を実施した。

（a）施策の普及・広報活動

ホームページやメールにより、各種施策情報の提供を行った。また、関係支援機関のセミナー等において、2015 年度は 98 回の施策説明及び個別相談を実施した。

（b）案件発掘・認定案件フォローアップのための活動

基盤技術を有する企業や業界団体、関係支援機関等を訪問し、案件の発掘を行うとともに、認定企業に対するフォローアップを実施した。

（エ）新規事業の創出促進

（A）産業競争力強化法に基づく地域における創業支援

2014 年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づき、北陸地域（富山県・石川県）の市町村の「創業支援事業計画」について、2015 年度は 28 回の施策説明及び個別相談を実施し、新たに 10 件を認定した。